

# 工場や事業用倉庫をお持ちの方へ

## 償却資産として申告が必要な資産について

工場や事業用の倉庫を所有されている場合は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産について固定資産税がかかります。

下記に例示している資産は、事業用資産となり、償却資産の対象となりますので申告をお願いします。

資産の種類	主なもの
構築物 建物附属設備	・外構工事（駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設（植木等）、ネットフェンス、自転車置場 など） ・空調設備、受変電設備、屋外給排水設備 ・コンテナ倉庫（家屋にあたらぬ） など
機械・装置	・機械類（プレス機、切断機、溶接機、印刷機、成型機、ベルトコンベア、昇降機、検査装置、ポンプ、コンプレッサー など）
船舶	・ボート など
車両及び運搬具	・ショベルカー ・フォークリフト ・クレーン など ※自動車税及び軽自動車税の対象は除く
工具・器具及び備品	・事務用品（事務机、キャビネット、応接セット、パソコン、タイムレコーダー、コピー機 など） ・看板 ・検査機器類 ・防犯カメラ ・金型 ・自動販売機 ・高圧洗浄機 など

※上記は一例ですので、これ以外にも対象となることがあります。

※テナントの方が賃借している家屋に取り付けた内装、造作、建築設備は、特定附帯設備としてテナントの方に固定資産税がかかります。

★償却資産の申告が必要な資産が分からない場合や、申告方法などで分からないことがありましたら、お気軽に担当までご連絡ください。

古賀市役所市税課 資産税係

TEL : 092-942-1125 FAX : 092-942-1284

E-Mail : shisanzei@city.koga.fukuoka.jp